

約120年ぶりの改正民法（債権法）が来年4月から施行されます

1896年（明治29年）に制定された民法のいわゆる債権法の部分が約120年ぶりに改正され、いよいよ施行日の2020年4月1日が来年に迫ってきました。今回は中小企業の実務やオーナー社長などに関わる主な改正内容をご紹介します。これを機に、改正内容が影響する取引などがなく、今一度ご確認ください。ただければと思います。

<主な改正内容>**1. 消滅時効が一律に原則5年に**

これまででは債権が消滅するまでの期間（消滅時効期間）は原則10年、特例として職業別の短期消滅時効（医師の診療報酬は3年など）が定められていましたが、この職業別の特例は廃止され、消滅時効期間は原則5年（ケースによっては最長10年）に統一されました。

2. 保証人の保護を進めるための改正**(1) 極度額（限度額）の定めのない****個人の根保証契約は無効**

既に2005年から貸金等債務の根保証契約については、今回の改正内容よりも厳しいルールが適用されていますが、さらに貸金等債務以外のすべての根保証契約について個人が保証人になる場合、極度額を書面等により当事者間の合意で定めなければその契約は無効となります。

このため、保証人になるときは極度額を必ず確認しましょう。また、自身が債権者となる場合は、極度額を定めずに根保証契約をしてしまうと、保証人に支払を求めることができなくなります。

(2) 公証人による保証意思確認の手続の新設

会社や個人事業主が融資を受ける際に、事業と無関係な親戚や友人が安易に保証人になることを防止するため、個人が事業用融資の保証人になるときには、公証人による保証意思確認が必要になります。

ただし、主債務者の事業と関係の深い一定の者（たとえばその会社の取締役など）については意思確認は不要です。

3. 法定利率が5%から3%に引下げ

民法では、貸金等の利率や遅延損害金についての合意がないときに用いる「法定利率」が定められています。これまでは年5%でしたが、年3%に引き下げられました。さらに、市中の金利動向に合わせ

て法定利率が自動的に変動する仕組みが新たに導入されています。

4. 定型約款に新しいルールを設定

現在、不特定多数の顧客向けに「約款」を定め、これに基づいて契約を締結するという取引があります。例えばインターネットを利用した取引がこれに該当しますが、これまで民法では基本的なルールが定められていなかったため、今回新たに規定されました。

(1) 定型約款が契約内容となる要件

顧客が定型約款の条項の内容を認識していなくても、次のような場合は、個別の条項について合意したものとみなされます。

- ①当事者間で定型約款を契約の内容とする旨の合意がなされたとき
- ②定型約款を契約の内容とする旨を予め顧客に表示して取引を行ったとき

他方、信義則に反して顧客の利益を一方向的に害する不当な条項についてはその効果は認められないこととされています。例えば、不当な抱き合わせ販売条項があった場合には、その条項は効果がないとされ、購入不要となります。

(2) 定型約款の変更の要件

定型約款の変更についても新たにルールが設けられました。

定型約款の変更は、顧客の一般の利益に適合する変更や、その変更が契約目的に反せず、かつ、諸事情に照らして合理的な変更である場合に限り認められます。顧客にとって必ずしも利益にならない変更については、インターネットなどで周知する必要があります。

5. 改正後の新しい民法はいつから適用？**<原則>**

施行日（2020年4月1日）より前に締結された契約は改正前の民法が適用され、施行日後に締結された契約は新しい民法が適用されます。

<例外>

定型約款は、施行日前に締結された契約についても、改正後の民法が適用されます。なお、施行日前に反対の意思表示をすれば、改正後の民法は適用されません。

（提供：朝日税理士法人）

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future